

新港地区周辺騒音等測定業務

報告書

令和3年9月

株式会社アクアパルス

目次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 1 | 調査概要 | 1 |
| 1.1 | 調査目的 | 1 |
| 1.2 | 調査項目 | 1 |
| 1.3 | 調査期間 | 1 |
| 1.4 | 調査地点 | 1 |
| 1.5 | 調査方法 | 3 |
| 1.6 | 使用調査機器 | 3 |
| 1.7 | 調査結果の整理方法 | 4 |
| 2 | 調査結果の評価 | 5 |
| 2.1 | 騒音レベル | 5 |
| 2.2 | 振動レベル | 8 |
| 2.3 | 低周波音（参照値） | 9 |
| 3 | 調査結果 | 10 |
| 3.1 | 道路交通騒音（よこすか海岸通り） | 10 |
| 3.2 | 道路交通振動（よこすか海岸通り） | 11 |
| 3.3 | 事業所からの騒音（敷地境界付近） | 12 |
| 3.4 | 事業所からの振動（敷地境界付近） | 13 |
| 3.5 | 事業所からの低周波音（敷地境界付近） | 14 |

1 調査概要

1.1 調査目的

本業務は、横須賀～北九州フェリー航路の開設に係る新港地区周辺の騒音、振動及び低周波音の測定を目的とする。

1.2 調査項目

- ・騒音レベル
- ・振動レベル
- ・低周波音レベル

1.3 調査期間

測定期間は、表1-1に示すとおり令和3年7月(フェリー就航後)の平日と休日とした。

・ 道路交通騒音・振動は、平日と休日の2日間(それぞれ24時間)とし、別途行われる道路交通量調査と同時に行った。

・ フェリーふ頭からの騒音・振動・低周波音は、平日と休日の2日間(それぞれ24時間)とし、フェリー入出港日の19～25時を含む24時間とした。

表 1-1 調査期間

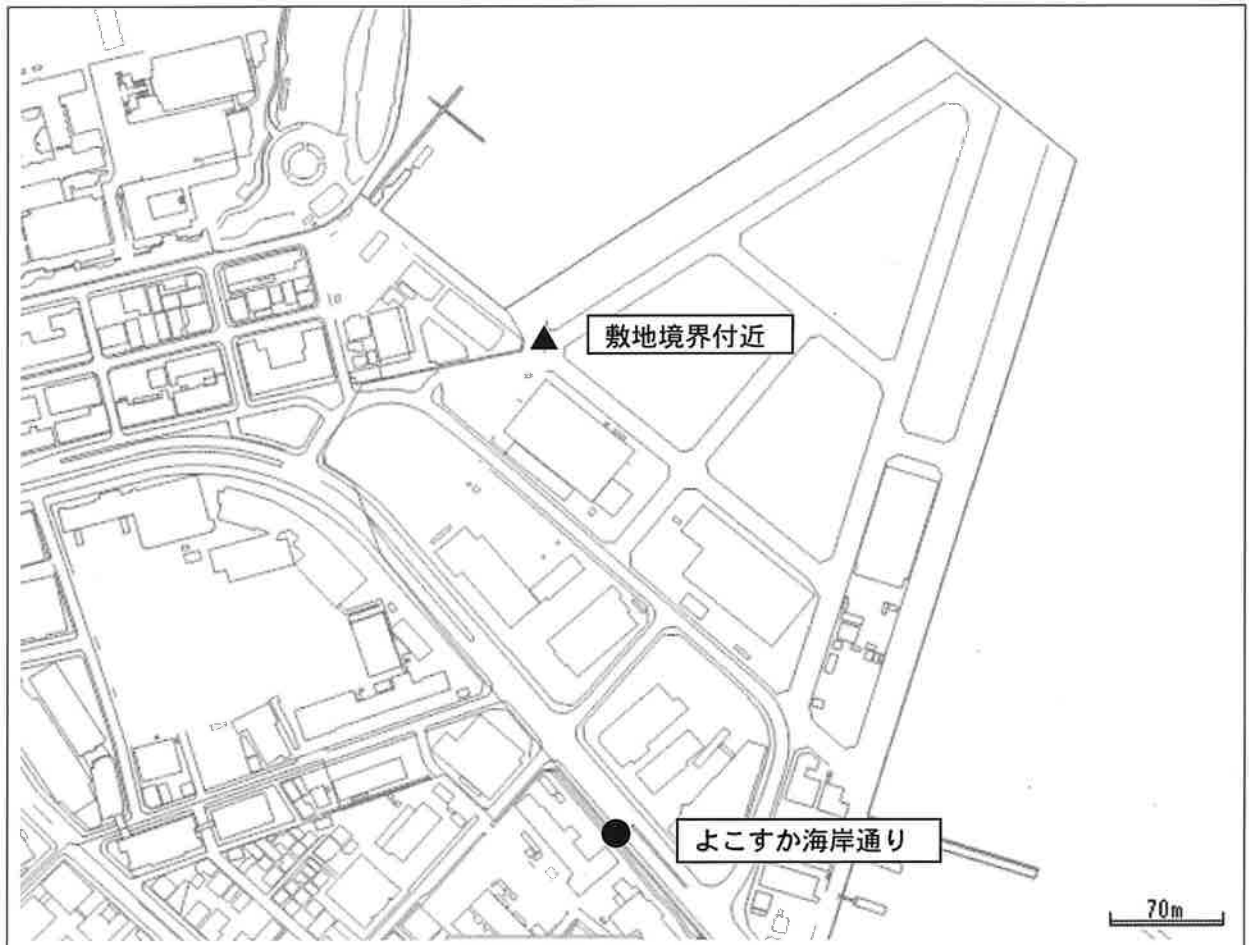
| 調査時期 | | 調査期間 |
|---------------------|----|---------------------------------|
| 令和3年7月 (フェリー就航後) | 平日 | 令和3年7月20日(火) 7:00～7月21日(水) 7:00 |
| | 休日 | 令和3年7月10日(土) 7:00～7月11日(日) 7:00 |

1.4 調査地点

調査地点の概要は表1-2に、測定位置は図1-1に、よこすか海岸通りの測定断面図は、図1-2に示すとおりである。

表 1-2 調査地点

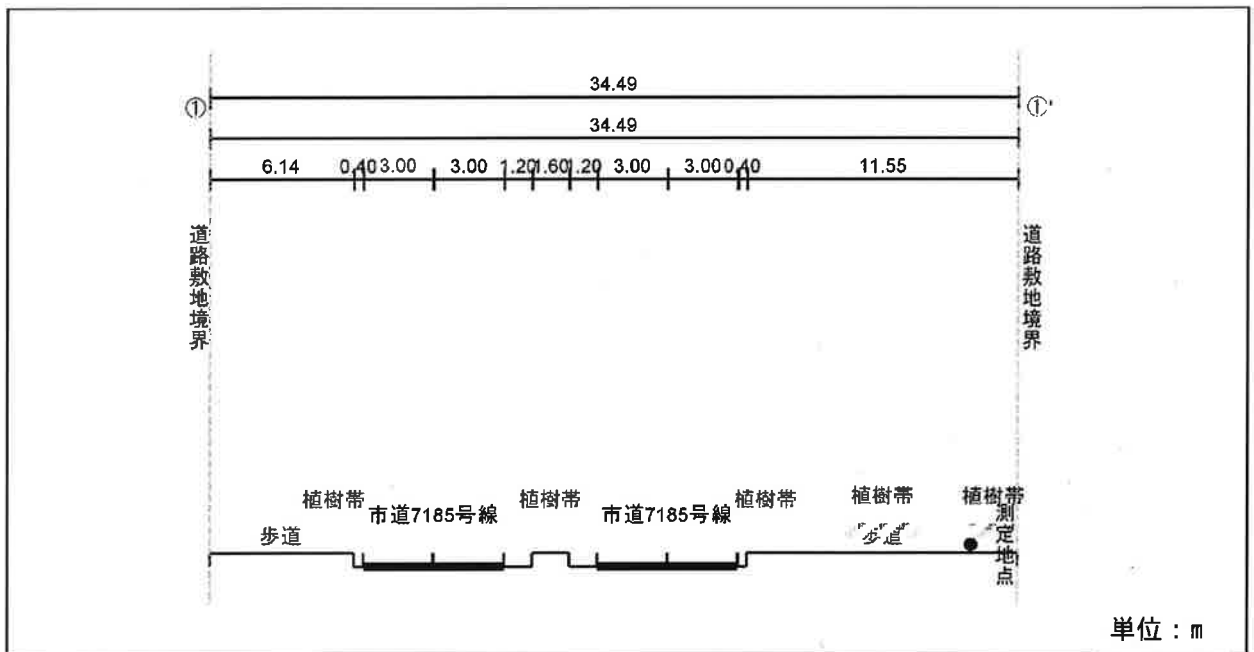
| 調査地点 | 調査場所 | 調査項目 | 用途地域 | 備考 |
|----------|--------------------|------------|------|-----|
| よこすか海岸通り | 市道 7185 号線道路敷地境界付近 | 道路交通騒音・振動 | 商業地域 | 4車線 |
| 敷地境界付近 | フェリーふ頭敷地境界付近 | 騒音・振動・低周波音 | 商業地域 | — |



凡 例

- : 道路交通騒音・振動測定
- ▲ : 騒音・振動・低周波音測定

図 1-1 測定位置



単位：m

図 1-2 測定断面図

1.5 調査方法

調査方法 (測定方法) は、表1-3 に示すとおりである。

表 1-3 測定方法

| 調査項目 | 測定方法 |
|---------|--|
| 騒音レベル | JIS C 1509-1 に基づき、計量法第 71 条の条件に合格した「普通騒音計」のうち積分演算機能を有するものを使用し、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し測定した。マイクロホンを地上高 1.2m に設置し、騒音計の周波数重み特性を A 特性に、時間重み特性を FAST に設定して休日・平日各々、24 時間連続測定した。 |
| 振動レベル | JIS C 1510 に基づき、計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」および JIS C 1512 で定める「レベルレコーダ」を使用して JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠し測定した。ピックアップを固い地表面に設置し、振動レベル計の振動感覚補正回路を鉛直振動特性に設定し、Z（鉛直）方向について休日・平日各々、24 時間連続測定した。 |
| 低周波音レベル | 低周波音計（精密騒音計）を使用して「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月環境庁）に準拠し測定した。マイクロホンを地上高 1.2m に設置し、低周波音計（精密騒音計）の周波数重み特性を G 特性に、時間重み特性を SLOW に設定し、休日・平日各々、24 時間連続測定した。 |

1.6 使用調査機器

本調査で使用した調査機器は、表1-4に示すとおりである。

表 1-4 使用調査機器

| 調査項目 | 機器名 | メーカー | 型式 | 測定範囲 |
|------------------|---------|--------|-----------------|------------------------------------|
| 騒音レベル | 普通騒音計 | リオン(株) | NL-42 | 25~130dB (20~8000Hz) |
| 騒音レベル 低周波音レベル | 精密騒音計 | リオン(株) | NL-62 | 25~130dB (1~20000Hz) |
| 振動レベル | 振動レベル計 | リオン(株) | VM-53A VM-55 | VL:25 120 デシベル (周波数範囲：1Hz~80Hz) |
| 波形記録 | レベルレコーダ | リオン(株) | LR-04 | - |

1.7 調査結果の整理方法

調査結果の整理方法は、表1-5に示すとおりである。

表 1-5 調査結果の整理方法

| 調査項目 | 調査結果の整理方法 |
|---------|---|
| 騒音レベル | 観測時間(1時間毎)の等価騒音レベル(L_{Aeq})は、時間内に積分型普通騒音計から得られた実測時間(10分毎)の演算結果をエネルギー平均し、時間率騒音レベル($L_{A\alpha}$)は算術平均する。同様に、基準時間帯(昼間、夜間)の等価騒音レベルは、時間内の観測時間の値をエネルギー平均し、時間率騒音レベルは算術平均する。観測時間の騒音レベルは小数点以下1桁、基準時間帯の騒音レベルは整数で表記する。なお、緊急車両等の異常音がある場合は除外処理を行う。単位はデシベルで単位記号はdBとする。 |
| 振動レベル | 観測時間(1時間毎)の時間率振動レベル(L_v)は、時間内に振動レベル計から得られた実測時間(10分毎)の演算結果を算術平均する。同様に、基準時間帯(昼間、夜間)の時間率振動レベルは算術平均する。観測時間の振動レベルは小数点以下1桁、基準時間帯の振動レベルは整数で表記する。単位はデシベルで単位記号はdBとする。 |
| 低周波音レベル | 低周波音計の分析機能より得られた結果から、毎正時10分間分を基本にG特性(対象周波数1~20Hz)の時間率音圧レベル L_{Cx} 及び等価音圧レベル L_{Geq} を算出する。観測時間の低周波音圧レベルは小数点以下1桁で表記する。単位はデシベルで単位記号はdBとする。 |

2 調査結果の評価

2.1 騒音レベル

騒音レベルに関しては、環境基本法第16条に定める環境基準と、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音に係る限度(以下、要請限度という)がある。

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外について、地域の類型ごとに表2-1～表2-3のように定められている。本調査地点の「よこすか海岸通り」は、幹線交通を担う道路に近接する区域のため表2-3の区分に該当する。

表 2-1 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値 | |
|--------|------------|------------|
| | 昼間(6時～22時) | 夜間(22時～6時) |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注) 地域の類型は以下のとおりである。

- AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- A : 専ら住居の用に供される地域とする。
- B : 主として住居の用に供される地域とする。
- C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(道路に面する地域)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-2 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|------------|------------|
| | 昼間(6時～22時) | 夜間(22時～6時) |
| A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-3 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

| 基準値 | |
|------------|------------|
| 昼間(6時～22時) | 夜間(22時～6時) |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることが出来る。

注1) 幹線交通を担う道路: 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)

注2) 幹線交通を担う道路に近接する空間: 次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20メートル

要請限度は、地域の類型ごとに表2-4～表2-5のように定められています。本調査地点の「よこすか海岸通り」は、幹線交通を担う道路に近接する区域のため表2-5の区分に該当する。

表 2-4 要請限度

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|--|---------------|---------------|
| | 昼間 (6 時～22 時) | 夜間 (22 時～6 時) |
| a 区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |

注) 区域の区分は以下のとおりである。

- a : 専ら住居の用に供される区域
- b : 主として住居の用に供される区域
- c : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度は、上表にかかわらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-5 要請限度 (幹線交通を担う道路に近接する区域)

| 基準値 | |
|---------------|---------------|
| 昼間 (6 時～22 時) | 夜間 (22 時～6 時) |
| 75 デシベル | 70 デシベル |

注 1) 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道
(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る)

注 2) 幹線交通を担う道路に近接する区域：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20メートル

本調査地点の「敷地境界付近」については、フェリーが運航されているふ頭の敷地境界付近で測定しており、用途地域は、商業地域に隣接する準工業地域に指定されているので、表 2-6 に示す「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「事業所において発生する騒音の規制基準」については、商業地域、準工業地域に該当する。

表 2-6 事業所において発生する騒音の規制基準

| 区域の区分 | 午前 8 時～ 午後 6 時まで | 午前 6 時～午前 8 時まで 午後 6 時～午後 11 時まで | 午後 11 時～ 午前 6 時まで |
|--|---------------------|-------------------------------------|----------------------|
| 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 | 50 デシベル | 45 デシベル | 40 デシベル |
| 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域、その他の地域 | 55 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル |
| 近隣商業地域、 商業地域、準工業地域 | 65 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル |
| 工業地域 | 70 デシベル | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 工業専用地域 | 75 デシベル | 75 デシベル | 65 デシベル |

注 1) 基準値は当該事業所の敷地境界における値。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 11」

2.2 振動レベル

振動レベルに関しては、振動規制法第16条の規定に基づく指定地域内における道路交通振動に係る要請(以下、要請限度という)がある。

要請限度は、区域の区分ごとに表2-7のように定められている。本調査地点の「敷地境界付近」の用途地域は、商業地域に指定されているので、第二種区域に該当する。

表 2-7 要請限度

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|-------|---------|---------|
| | 昼間 | 夜間 |
| 第一種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 第二種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |

注1) 区域の区分は以下のとおりである。

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等に用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注2) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から午前8時まで

本調査地点の「敷地境界付近」については、フェリーが運航されているふ頭の敷地境界付近で測定しており、用途地域は、商業地域に隣接する準工業地域に指定されているので、表2-6に示す「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「事業所において発生する振動の規制基準」については、商業地域、準工業地域に該当する。

表 2-8 事業所において発生する振動の規制基準

| 区域の区分 | 午前8時～午後7時まで | 午後7時～午前8時まで |
|--------------|-------------|-------------|
| 第一種低層住居専用地域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 第二種低層住居専用地域 | | |
| 第一種中高層住居専用地域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 第二種中高層住居専用地域 | | |
| 第一種住居地域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 第二種住居地域 | | |
| 準住居地域、その他の地域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 近隣商業地域 | | |
| 商業地域、準工業地域 | 70 デシベル | 60 デシベル |
| 工業地域、工業専用地域 | | |

注1) 基準値は当該事業所の敷地境界における値。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第12」

2.3 低周波音(参照値)

低周波音に関しては、環境基準等の法的な基準値は無いため、本調査では「低周波音問題対応の手引き」(環境省 平成16年6月)に記載されている「心身に係る苦情に関する参照値:G特性音圧レベル $L_G=92$ (dB)」をあてはめて評価する。

3 調査結果

3.1 道路交通騒音(よこすか海岸通り)

道路交通騒音(よこすか海岸通り)の調査結果および環境基準等との比較は、表3-1に示すとおりである。

時間帯別の等価騒音レベルは、平日・休日ともに60dB前後であり、昼間の時間帯が夜間と比較して5dB高く、平日が休日と比較して2dB高かった。また、平日・休日のフェリー入出港時(20~23時台)の比較では、平日が休日と比較して3~4dB高かった。

環境基準等との比較では、平日・休日および時間帯別ともに環境基準および要請限度を下回っていた。

表 3-1 道路交通騒音の調査結果および環境基準等との比較

| 時間帯 | | 等価騒音レベル (L _{Aeq})・dB | | |
|-----|------|--------------------------------|------|------|
| | | 道路交通騒音 | 環境基準 | 要請限度 |
| | | フェリー就航後 (令和3年7月) | | |
| 平日 | 昼間 | 63 | 70 | 75 |
| | 夜間 | 58 | 65 | 70 |
| 平日 | 20時台 | 62.8 | — | — |
| | 21時台 | 61.9 | — | — |
| | 22時台 | 62.4 | — | — |
| | 23時台 | 58.9 | — | — |
| 休日 | 昼間 | 61 | 70 | 75 |
| | 夜間 | 56 | 65 | 70 |
| 休日 | 20時台 | 60.2 | — | — |
| | 21時台 | 58.0 | — | — |
| | 22時台 | 59.9 | — | — |
| | 23時台 | 54.9 | — | — |

※緊急車両・改造バイク・虫の音などの騒音を除外した結果です。

ただし、セミの影響は完全には除外できておりません(平日)

※騒音は昼間6時~22時、夜間22時~6時であり、基準値との比較のため整数表記としている。

3.2 道路交通振動(よこすか海岸通り)

道路交通振動(よこすか海岸通り)の調査結果および要請限度との比較は、表3-2に示すとおりである。

時間帯別の時間率振動レベル(L₁₀)は、平日・休日ともに30dB前後であり、昼間の時間帯が夜間と比較して7~8dB高く、平日の夜間が休日と比較して1dB高かった。また、平日・休日のフェリー入出港時(20~23時台)の比較では、時間によってレベル差がみられるが、概ね同程度の振動レベルであった。

要請限度との比較では、平日・休日および時間帯別ともに要請限度を下回っていた。

表 3-2 道路交通振動の調査結果および要請限度との比較

| 時間帯 | | 時間率振動レベル(L ₁₀) dB | | |
|-----|------|-------------------------------|--------------|------|
| | | 道路交通振動 | | 要請限度 |
| | | フェリー就航後 (令和3年7月) | 1時間値の 最大値 | |
| 平日 | 昼間 | 34 | 37(9時) | 70 |
| | 夜間 | 27 | 35(7時) | 65 |
| 平日 | 20時台 | 30.9 | - | - |
| | 21時台 | 29.7 | - | - |
| | 22時台 | 30.2 | - | - |
| | 23時台 | 24.7 | - | - |
| 休日 | 昼間 | 34 | 36(9時) | 70 |
| | 夜間 | 26 | 35(7時) | 65 |
| 休日 | 20時台 | 31.6 | - | - |
| | 21時台 | 29.8 | - | - |
| | 22時台 | 28.1 | - | - |
| | 23時台 | 25.6 | - | - |

※振動は除外を行っていません。

※振動は昼間8時~19時、夜間19時~8時であり、基準値との比較のため整数表記としている。

3.3 事業所からの騒音(敷地境界付近)

事業所からの騒音(敷地境界付近)の調査結果および神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下、「県条例」とする。)との比較は、表3-3に示すとおりである。(参考までに環境基準との比較についても掲載した。)

時間帯別の時間率騒音レベル(L_5)は、平日・休日ともに50dB前後であり、朝、昼間および夕の時間帯が夜間と比較して3~6dB高く、平日の朝、昼間の時間帯が休日と比較して1~2dB高かった。また、平日の夕の時間帯は、休日と比較して1dB低く、夜間の時間帯はともに同程度の騒音レベルであった。

平日・休日のフェリー入出港時(20~23時台)の比較では、休日が1~3dB高かった。

県条例との比較では、平日・休日および時間帯別ともに県条例を下回っていた。

本調査地点を一般環境としてあてはめてみた場合の環境基準との比較については、平日・休日および時間帯別ともに環境基準を下回っていた。

表 3-3 事業所からの騒音の調査結果および県条例との比較

| 時間帯 | | 時間率騒音レベル(L_5) dB | | 等価騒音レベル(L_{Aeq}) dB | |
|-----|------|----------------------|-----|-------------------------|------|
| | | 事業所騒音 | 県条例 | 一般環境 | 環境基準 |
| | | フェリー就航後 (令和3年7月) | | 就航後 (令和3年7月) | |
| 平日 | 朝 | 54 | 60 | — | — |
| | 昼間 | 55 | 65 | 52 | 60 |
| | 夕 | 53 | 60 | — | — |
| | 夜間 | 49 | 50 | 48 | 50 |
| 平日 | 20時台 | 52.5 | — | — | — |
| | 21時台 | 52.4 | — | — | — |
| | 22時台 | 51.8 | — | — | — |
| | 23時台 | 51.3 | — | — | — |
| 休日 | 朝 | 52 | 60 | — | — |
| | 昼間 | 54 | 65 | 53 | 60 |
| | 夕 | 54 | 60 | — | — |
| | 夜間 | 49 | 50 | 49 | 50 |
| 休日 | 20時台 | 53.9 | — | — | — |
| | 21時台 | 52.9 | — | — | — |
| | 22時台 | 54.3 | — | — | — |
| | 23時台 | 53.1 | — | — | — |

※フェリーふ頭以外の騒音を除外した結果です。

ただし20時~24時以外の時間については目立った音源のみ除外

※時間の区分 朝:6~8時 昼間:8~18時 夕:18~23時 夜間:23~6時

※一般環境の時間の区分 昼間:6時~22時 夜間:22時~6時

※基準値との比較のため整数表記としている。

※環境基準はC類型

3.4 事業所からの振動 (敷地境界付近)

事業所からの振動 (敷地境界付近) の調査結果および県条例との比較は、表3-4に示すとおりである。

時間帯別の時間率振動レベル (L_{10}) は、平日・休日ともに20dB以下であり、昼間の時間帯が夜間と比較して3~4dB高く、平日の昼間の時間帯が休日と比較して1dB高かった。

平日・休日のフェリー入出港時 (20~23時台) の比較では、休日が2~5dB高かった。

県条例との比較では、平日・休日および時間帯別ともに県条例を下回っていた。

表 3-4 事業所からの振動の調査結果および県条例との比較

| 時間帯 | | 時間率振動レベル (L_{10}) | dB | 県条例 |
|-----|-------|-----------------------|------|-----|
| | | 時間率振動レベル (L_{10}) | dB | |
| | | 時間率振動レベル (L_{10}) | dB | |
| 平日 | 昼間 | | 19 | 65 |
| | 夜間 | | 15 | 60 |
| 平日 | 20 時台 | | 17.5 | — |
| | 21 時台 | | 18.5 | — |
| | 22 時台 | | 16.6 | — |
| | 23 時台 | | 16.5 | — |
| 休日 | 昼間 | | 18 | 65 |
| | 夜間 | | 15 | 60 |
| 休日 | 20 時台 | | 20.8 | — |
| | 21 時台 | | 20.7 | — |
| | 22 時台 | | 17.0 | — |
| | 23 時台 | | 21.7 | — |

※除外は行っていません。

※振動は昼間 8 時~19 時、夜間 19 時~8 時であり、基準値との比較のため整数表記としている。

※25dB 未満の値は測定下限値未満のため参考値とする。

3.5 事業所からの低周波音 (敷地境界付近)

事業所からの低周波音 (敷地境界付近) の調査結果および「心身に係る苦情に関する参照値 : G 特性音圧レベル $L_G=92$ (dB)」との比較は、表3-5に示すとおりである。

時間帯別の時間率音圧レベル (L_{G5}) は、平日・休日ともに夜間を除いて70dB台であり、平日の朝、昼間および夕の時間帯が72~75dBであったのに対し、休日は71~78dBとややばらつきのある低周波音レベルであった。

平日・休日のフェリー入出港時 (20~23時台) の比較では、休日が4~8dB高かった。参照値との比較では、平日・休日および時間帯別ともに参照値を下回っていた。

表 3-5 事業所からの低周波音の調査結果および参照値との比較

| 時間帯 | | 時間率音圧レベル (L_{G5}) dB | |
|-----|------|--------------------------|-----|
| | | 低周波音 | 参照値 |
| | | フェリー就航後 (令和3年7月) | |
| 平日 | 朝 | 73 | 92 |
| | 昼間 | 75 | |
| | 夕 | 72 | |
| | 夜間 | 69 | |
| 平日 | 20時台 | 71.4 | — |
| | 21時台 | 72.6 | — |
| | 22時台 | 72.1 | — |
| | 23時台 | 71.3 | — |
| 休日 | 朝 | 71 | 92 |
| | 昼間 | 74 | |
| | 夕 | 78 | |
| | 夜間 | 69 | |
| 休日 | 20時台 | 79.0 | — |
| | 21時台 | 78.1 | — |
| | 22時台 | 78.2 | — |
| | 23時台 | 75.0 | — |

※除外は行っていません。

※時間の区分 朝:6~8時 昼間:8~18時 夕:18~23時 夜間:23~6時
参照値との比較のため整数表記としている。

※参照値は「低周波音問題対応の手引書」(平成16年、環境省)に示されている、心身に係る苦情(室内における不快感)の参照値である。